

認可外保育施設・一時預かり事業等の無償化

1. 無償化の対象と認定期間

保護者が次の状況により家庭で保育できない場合、認可外保育施設等^{※1}の利用料が無償化（助成上限額有）^{※2}の対象です。
 ※1：大和市認定保育施設、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、病児保育を指します。市内の対象施設は市ホームページご確認ください。利用する施設が無償化対象施設でない場合、無償化の対象とならないためご注意ください。
 ※2：0～2歳児は、市民税非課税世帯（均等割・所得割ともに非課税の世帯、保護者の収入額により同一住所居住の祖父母等を含んで判定する場合があります。）、生活保護世帯、里親またはファミリーホームに委託されている場合のいずれかに該当する世帯で、保護者が次の状況に該当する場合に限って対象。

保護者の状況	認定期間
自宅内外で月64時間以上働いているとき	小学校就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前6週（多胎の場合は14週、産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日）から産後8週を含む月 ※実際の出産日より認定期間が変更になる場合があります。
病気、負傷、障がい等のため保育が困難なとき	医師の診断書等で必要と認める期間
介護や看護を月64時間以上しているとき	医師の診断書等で必要と認める期間
震災・火災などの復旧にあたっているとき	復旧状況により必要と認める期間
大学などに月64時間以上通っているとき	通学期間
仕事を探しているとき	原則として3か月
育児休業（育児・介護休業法規定の育児休業に限る）開始前から認可外保育施設等を利用し、育児休業中も継続利用しているとき ※育児休業の認定を受けている期間に認可保育所等を卒園し、認可外保育施設等を利用開始する場合は、無償化の対象になる可能性があります。詳細はお問合ください。	育児休業が終了する日の属する月末まで ※0～2歳児は原則として下の子が1歳になった年度末まで

2. 無償化の申請手続き

無償化の対象になるためには、認可外保育施設等の利用を開始する前に、保護者が居住する市町村に以下の書類（有効期限内のものに限る）により申請し、無償化の認定を受ける必要があります。

★印の書類は原則、認定開始希望日以前に発行された、発行日から認定開始希望日までの期間が6か月以内のものである必要があります。

1	子どものための教育・保育給付等認定申請書	
2	保護者（申請者）の個人番号（マイナンバー）を確認できる①～④のいずれかの書類	
	① マイナンバーカード（個人番号記載面）の写し	③ 個人番号が記載された住民票の写し★
	② 通知カード（変更がないものに限り）の写し	④ 住民票記載事項証明書★
3	保護者（申請者）の本人確認ができる①～⑩のいずれかの書類の写し	
	① マイナンバーカード（顔写真面）	⑧ 療育手帳
	② 運転免許証	⑨ 在留カード
	③ 運転経歴証明書	⑩ 特別永住者証明書
	上記①～⑩以外の場合は、⑦～⑫の2つ以上の書類の写し ※令和7年12月2日以降は、⑦～⑫に代えて資格確認書の写しをご提出ください。	
	⑦ 健康保険被保険者証	⑪ 介護保険被保険者証
	⑧ 後期高齢者医療被保険者証	⑫ 健康保険日雇特例被保険者手帳
	⑨ 共済組合員証	⑬ 国民年金手帳または基礎年金番号通知書
	⑩ 私立学校教職員共済制度の加入者証	⑭ 児童扶養手当証書
4	保護者が家庭で保育できない状況を確認できる以下のいずれかの書類（父母それぞれ必要）	
	就労 自宅内外で月64時間以上働いているとき ※内職の場合は月3万円以上	就労証明書★ ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届（e-Tax の場合は受信通知及び申請データ）・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書（直近年度分）・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写し★を添付。 ※証明日より就労開始（予定）日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要です。 ※内職の場合は直近3か月分の給与明細の写しを添付。
	出産 出産の準備や出産後の休養が必要なとき ※産前6週（多胎の場合は14週、産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日）から産後8週	親子健康手帳（母子健康手帳）の表紙と分娩予定日が分かるページの写し（多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要） ※多胎子を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書★も必要
	疾病・傷病 1ヶ月以上の入院、常時仰臥・精神性の疾病、その他療養が必要なとき	医師の診断書★ ※自宅での保育が困難であり、保育所等での保育の必要性の記載があるもの
	障がい 障がいのため保育が困難なとき	身体障害者手帳1～4級、精神障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1・B2の写し
	介護・看護 介護や看護を月64時間以上しているとき	介護または付き添いに関する申立書★及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書★など
	災害 震災・火災などの復旧にあたっているとき	災害復旧に従事していることが分かる書類★
	就学 大学などに月64時間以上通っているとき	在学証明書★及び認定開始希望日以降の時間割が分かる書類 ※就学先は、原則として学校教育法第1条、第124条、第134条第1項又は職業能力開発促進法第16条第1項及び第2項に定めるものに限ります。
	求職 仕事を探しているとき	求職活動に関する申立書★

5	世帯状況により確認が必要な以下の書類(以下の状況に該当しない場合は提出の必要はありません。)	
	別居していて離婚協議中の場合	弁護士・裁判所を介して行っていることを確認できる書類★ ※相手方に離婚の意思が表明されていることが確認できる必要有
	外国籍でひとり親家庭の場合	ひとり親の事実を確認できる書類★
	0～2歳児の利用で前年又は前々年に国外に居住していたとき	国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類★ ※国外収入が無かった場合は収入が無かった旨の申立書★

3. 無償化認定後の請求手続き

認可外保育施設等の利用料に対する無償化の助成を受けるためには、保護者が居住する市町村に対して請求手続き(大和市の場合は以下の請求期日までに請求書・領収証・提供証明書を大和市に提出)が必要です。

※利用料に対する無償化の助成額は、0～2歳児の場合は42,000円/月、3～5歳児の場合は37,000円/月が上限です。

令和8年10月1日から0～2歳児の場合は45,700円/月上限、3～5歳児の場合は40,300円/月上限に変更になります。

認可外保育施設等の利用月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
請求期日(土日祝日のときは翌開庁日)	7月25日	10月25日	1月25日	4月25日
給付予定日	8月末	11月末	2月末	5月末

※大和市認定保育施設(ばおばぶ風の子保育園、めばえ保育園、ヤマト保育園、保育ルームハミング)を利用する大和市在住児童の無償化の金額は大和市から施設に給付しますので、大和市に対する無償化給付の請求手続きはありません。市の無償化の認定を受けて保育料を全額支払っている場合は施設の指示に従って手続きを行ってください。

転居・退職など申請した内容に変更が生じた場合の手続きについて

認可外保育施設等の利用開始後に、申請した内容に変更が生じる場合(引っ越し、離婚・結婚、退園、転職・退職・育児休業取得など)には、**原則として変更が生じる前月20日までに以下の書類を提出してください。**(原則として翌月の初日より変更します。月途中や、遡って認定内容の変更を行うことはできません。提出書類に不備等がある場合には受付できない場合があるのでご注意ください。)

変更手続きが行われておらず認定要件を満たさなくなったことが分かった場合、大和市への給付費の返金が発生する場合があります。

状況の変化の例	提出書類
大和市外に転出	子どものための教育・保育給付等認定取消届
大和市内で転居	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書
世帯構成(同居状況)の変化(離婚・結婚・祖父母と同居等)	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書
認可外保育施設・一時預かり事業等の利用が無くなる場合 ※認可保育所等に入所する場合を含む	子どものための教育・保育給付等認定取消届
認定を受けた保育の必要性の状況の変化 (転職・退職・休職・勤務時間の変更・疾病の治癒等)	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書に必要に応じて前頁の保護者が家庭で保育できない状況を確認できる書類を添付
その他、申請内容に変更が生じる場合 ※変更手続きが必要かご不明な場合にはお問い合わせください。	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書に変更内容が確認できる書類を添付

大和市ホームページはこちらの二次元バーコードを読み取ってアクセスしてください。

無償化対象施設一覧



認可外保育施設等に関する手続き・書式



○問合せ先○

大和市役所 はいく課 認定管理係

電 話 : 046(260)5628

住 所 : 〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階

受 付 : 祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 8:30～12:00、13:00～17:00